

受理年月日	令和2年2月4日	所管委員会	福祉都市委員会
番号	2年陳情第3号		
件名	生活保護収入認定に関する要望書の提出や意見書議決について		
陳情者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1.2em;"></div>		
分割送付	なし		
要旨	<p>自動車による交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、高齢者が横断歩行中に自動車と接触するなどの交通事故の発生件数は増加傾向にあります。</p> <p>自動車損害賠償保障法は、第1条で、自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ることを目的としており、第5条で、自動車損害賠償責任保険または自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」といいます。）の契約の締結を強制しています。</p> <p>自動車損害賠償保障法施行令は、第2条で、死亡による損害、傷害による損害、後遺障害による損害等の保険金額（自賠責保険の支払い基準）を定めています。</p> <p>自賠責保険の保険金額は40年間増額していませんが、社会保障の性質を有する自賠責保険は、公的社会保険、生活保護等が認めていない慰謝料（精神的苦痛に対する損害賠償）を認容しています。</p> <p>しかし、生活保護受給者が交通事故被害者となり、自賠責保険から損害賠償として慰謝料が支払われた場合、生活保護法第63条の規定により、資力があるとして原則その支給された生活保護費全額の返還が求められます。</p> <p>国は、慰謝料についての定めはないとしていますが、ドイツでは、精神的損害に対する慰謝料は、これに対応する給付が社会扶助には定められていないとして収入認定除外としています。</p> <p>国の通知でも、冠婚葬祭の祝儀、香典、慈善的金銭等や自立更生のために使われるものだけでなく、弔慰金や精神的な慰謝、激励等の目的で支給されるものについては、社会通念上から収入認定除外とされています。自賠責保険の慰謝料についても、同様の趣旨であると解されることから収入認定除外とすべきと考えます。</p> <p>よって、以下の事項について、国及び関係機関に要望書や意見書を提出するよう陳情します。</p> <p>1. 生活保護法第63条に基づく返還額から、慰謝料（精神的苦痛に対する損害賠償）の一定額を除外すること。</p>		

2020年2月3日

福岡市議会議員 阿部 真之助 様

電話

生活保護収入認定等に関する陳情書

陳情趣旨

自動車による交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、高齢者の交通事故の発生件数は増加傾向（横断歩行中に自動車と接触する事故が多発）にある。

自動車損害賠償保障法は「……自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図ること……」（第1条）。「自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）（以下「自賠責保険」）の締結を強制している」（第5条）自動車損害賠償保障法施行令は「死亡による損害・傷害による損害・後遺障害による損害その他」の保険金額（自賠責保険の支払基準）を定めている。（第2条）

上記「自賠責保険」の支払基準（保険金額）は40年増額していないが社会保障の性質を有する「自賠責保険」は、公的社会保険・生活保護等が認めていない「慰謝料」（精神的苦痛に対する損害）を認容している。

しかし、被保護者（生活保護受給者）が、交通事故被害者となり自賠責保険から損害賠償金として「慰謝料」が支払われた場合……資力があるとして原則その受けた生活保護費全額の返還が求められる。（生活保護法63条）

国（厚生労働省）は、慰謝料についての定めはないとしているが、ドイツでは「精神的損害に対する慰謝料は、これに対応する給付が社会扶助には定められていない…」として収入認定除外としている。

国（厚生労働省）の通知でも「……冠婚葬祭の祝儀・香典、慈善的金銭等や自立更生のために使われるものだけでなく、弔慰金や精神的な慰謝激励等の目的で支給されるものについては、社会通念上から……収入認定除外」とされている。自賠責保険の「慰謝料」についても、上記の趣旨と同様であると解されるから「収入認定除外」とするべきものと考えられる。

したがって、貴職が次の事項につき地方自治法の趣旨を活用し…関係機関に対する要望や意見書提出等の措置をされるよう求めるものです。

陳情事項

生活保護法63条に基づく収入認定から慰謝料（精神的苦痛に対する損害）の一定額を収入認定除外とすること。

